

# アメリカにおける軍事司法の課題

——法の支配の観点から——

寺嶋太郎\*

## 要 旨

現在、米国で運用されている軍事司法制度は司法制度の中に組み込まれており、「法の支配」に服していると言える。他方で「指揮官中心の制度」と呼ばれるように、指揮官には、起訴を決定し、また、軍法会議の判決に対して召集権者として判決を修正する権限が認められている。これは、「裁判の公平性」や「裁判官の独立」といった「司法」の観点から見た場合、特に、指揮官が司法を担うことの適否や裁判の独立性に対する疑問から、制度の信頼性を左右しかねない問題を孕んでおり、さらには軍隊に対する信頼にも影響を及ぼす重要な問題であると考えられる。「法の支配」の下、これらの論点についてどう考え解決していけばよいのか。これを本稿では「米国における軍事司法の課題」であると捉え、起訴権限の他機関への委譲や管轄権を軍事犯罪に限定することで、問題の解決の方向を見出すことは可能であると考えられる。

## 目 次

- I はじめに
- II 米国における軍事司法制度の概要
- III 米国における軍事司法制度の問題点と解決の方向
- IV 結 び

## I はじめに

### (1) 問題意識

軍事司法というテーマは本来、重要ではあるものの、元々、国内での議論が低調で文献も多いとは言えない。数少ない、いくつかの文献では、軍事司法を主に「規律の維持」のための手段として捉えて、その必要性に関する議論が中心であり<sup>1)</sup>、

「特別裁判所」や「司法の独立」といった「司法」の観点からの議論が少ないのではないかと、というのが、本課程での研究に至るそもそもの問題意識である。

そして、諸外国に目を向けてみれば、軍事司法に関する文献は豊富であり、議論も盛んである。軍事司法は、規律の維持を目的とした独自の制度として創設され、その後、時代とともに変化しながら、今日に至っており、そのスタイルは国により様々である。本課程での研究において、そうした軍事司法を「法の支配」の観点から再考し、わが国における軍事司法の今日的意義を明らかにすることを試みたいと考えている。つまり、本研究は、軍事司法を「規律の維持」を目的とした制度ではなく、軍事組織に対する「法の支配」の貫徹という視点から、新たに捉え直そうとする試みである。そのため、本稿では制度比較の観点から米国の制度に焦点を当てることとした次第である。

\* てらしま たらう 法学研究科公法専攻博士  
課程後期課程

2022年9月30日 査読審査終了

第1推薦査読者 橋本 基弘

第2推薦査読者 北井 辰弥

## (2) 本稿の流れ

米国では、現在、軍事司法制度が存在し、実際に軍を中心に管理運用されており、米国の司法制度の中に確固たる地位を築いていると言える。この米国の軍事司法制度は、指揮官が広範な権限を保持していることから「指揮官中心の制度」(commander centric system)と呼ばれる点にその特徴があり<sup>2)</sup>、他の欧州諸国の制度との比較においても、議論の対象となっている。今回はこの米国の軍事司法制度に焦点を当て、同制度を司法の観点から考え、特に「指揮官中心の制度」に関する問題とその解決の方向性について考察することとした。

本稿の流れとしては、まず、Ⅱでは、米国の軍事司法制度について、軍法会議の特徴とその手続きを中心に概観する。次のⅢでは、「指揮官中心の制度」において問題と考えられている、「指揮官の起訴権限」及び「公判後の措置」に焦点を当てて、司法の観点から「なぜ問題なのか」という問題提起を行い、解決の方向性について検討を行いたい。そうすることにより、軍事司法のあり方について検討する意義が明らかになるものと思われる。

## Ⅱ 米国における軍事司法制度の概要

### 1. 全 般

#### (1) 統一軍事法典 (UCMJ)

米国は実際に軍事司法制度が運用されており、その歴史は長い。歴史的に、軍事司法の第一の目的は、良好な秩序及び規律を強制することであると考えられていた。現行の統一軍事法典 (Uniform Code of Military Justice : UCMJ) の前身である Articles of War は、犯罪で訴えられた軍人を訴追及び処罰する司令官の広範な権限を認めており、その処罰は全般的に迅速かつ確実であり、時に過酷又は恣意的であった。他方、「司法」の要素は、制度初期には、今日の制度よりはるかに少なかったが、指揮官は規律を強制する一方で基本的な適

正手続きを提供することを要求していた。時を経て、この制度は進化し、多くの点で、文民の刑事司法制度における個人の権利の拡大を反映したものとなっている<sup>3)</sup>。

#### (2) 規律と司法

この UCMJ を制定するにあたり、議会は、指揮官が隊内の規律を維持する必要性と、軍人の権利を指揮官の恣意的な行動から保護するために軍事司法制度をより公正なものにすることができるといふ信念とのバランスをとるのに苦勞した。最終的には妥協の産物であった<sup>4)</sup>と言われるように、米国の軍事司法制度は「規律の維持」(指揮官)と「司法」(正義)の二つの価値を持っていると言える。

そして、軍事司法制度の正確な目的及び機能をめぐる議論は常に存在し、今後も存在し続けるであろうと考えられている。そうした議論においては、司法(正義)と規律の二つの価値観が互いに競合し、容易に解決しない難問が横たわっている<sup>5)</sup>と言われている。したがって、米国の制度を見るに当たっては、司法と規律という二つの価値を常に念頭に置いて考える必要がある。

### 2. 軍事司法制度の法的根拠と関係法令

米国の軍事司法制度は合衆国憲法第1編第8節14項に根拠があるとされる<sup>6)</sup>。同規定は議会(立法)が軍の統帥及び規律に関する準則を制定する権限を有することを規定している。この憲法上の権限に基づいて議会は UCMJ を制定している。この UCMJ は軍事司法制度全般について規定した法律であり、軍法会議の管轄、手続き等について規定した手続法と軍法会議が扱う犯罪等について規定した実定法からなる。また、憲法第1編第8節9項では、議会が最高裁判所の下に下級裁判所を組織することを認めていることから、米国の軍法会議は、司法制度上は第1編の裁判所に位置づけられる。

また、UCMJ を施行するために、大統領の執行命令 (Executive Orders) により、軍法会議マニ

ユアル (The Manual for Courts-Martial: MCM) が規定されている。このMCMは、軍法会議の手続き規則である軍法会議規則 (Rules for Courts-Martial: R.C.M.)、軍証拠規則 (Military Rules of Evidence: Mil.R.Evid.)、罰則規定 (Punitive Articles) 及び非司法的処分 (Nonjudicial Punishment Procedures: NJP) によって構成されている。

以下では、主に UCMJ と R.C.M. を中心にして制度について概観する。

### 3. 軍法会議の管轄権

軍法会議は UCMJ により処罰しうるすべての違反行為に対する管轄権 (物的管轄) と軍務に就いている者に対して管轄権 (人的管轄) を有する<sup>7)</sup>とされる。

#### (1) 人的管轄権

Art.2, UCMJ によると、正規の軍隊構成員のほか、士官候補生、一定期間において連邦の任務等に従事中の州兵、予備役、退役者、軍で勤務中の海洋大気庁、公衆衛生局などの職員、軍法会議で有罪判決を受けて収監中の囚人、収監中の戦争捕虜、戦時又は緊急事態における作戦で軍隊に随行者 (民間人の一部) などが管轄権に服するとされている。

#### (2) 物的管轄権

##### (a) 軍法会議の物的管轄権

軍法会議は、憲法で認められている範囲内で、UCMJ 及び、一般軍法会議 (後述) の場合には戦争法規に基づくあらゆる犯罪を裁くことができる<sup>8)</sup>とされている。

通常、軍法が定める違反行為という場合、軍事犯罪 (military offense) がまず思い浮かぶであろう。この軍事犯罪は、逃亡など軍法会議の管轄に服する違反行為<sup>9)</sup>と説明される。実際、UCMJ の罰則規定では純粋な軍事犯罪 (逃亡: Art.85、上官反抗: Art.89等) 以外にも、一般犯罪と何ら変わらない違反行為 (クレジットカードの不正使用: Art.121a、贈収賄: Art.124a、誘拐: Art.125 家庭

内暴力: Art.128b など) も規定されている。また、将校としてふさわしくない行為 (Art.133) や軍の信用を毀損する行為 (Art.134) というように、抽象的で包括的な表現の規定も含まれている。

管轄権との関係で考えると、純粋な軍事犯罪であれば、職務中または職務と関連して行われる違反行為であり、軍法会議の管轄権が及ぶのは当然と考えられる<sup>10)</sup>。他方で、一般犯罪の場合は、勤務中又は職務に関連して行われうることに加え、勤務時間外で職務とは全く関係のない状況下で行われることも考えられる。つまり、一般犯罪の場合、職務関連性がない場合の行為も含まれるということになる。

#### (b) オキャラハン事件とソロリオ事件

このため、かつて、職務関連性のない違反行為について、軍法会議が管轄権を有することが実際に問題となった。この点に関し、オキャラハン事件<sup>11)</sup>では軍法会議が職務管轄権を行使するには「職務関連性が必要」と判断されたが、後にソロリオ事件<sup>12)</sup>では、この判断が覆され、軍法会議の管轄権行使に違反者の行為における「職務関連性は不要」と判断され、違反者の地位が軍隊構成員であれば軍法会議は管轄権を行使しうるものとされた。現在においてもこの判例は変更されていない。

したがって、以上から、軍隊構成員であれば、UCMJ に規定された違反行為を行えば、ほぼ間違いなく軍法会議の管轄権に服することになるといのが現状であると考えられる。

### 4. 軍法会議の種類

ここでは、各種軍法会議における構成や科すことのできる罰則の限度などの特徴などを中心に概観することとしたい。

#### (1) 略式軍法会議 (Summary Court-Martial)

略式軍法会議は UCMJ に服するすべての者 (将校、士官候補生は除く) の軽微な違反行為に対して審理し判決を下すための軍法会議である<sup>13)</sup>。審判は一人の現役将校 (法務官などの法曹資格者で

はない) によって行われる<sup>14)</sup>とされ、当該現役将校が検察官の役を兼ねて被告人と対峙する。また、被告人には弁護人は付かずし手続きが進行する。また、手続きにおいては、裁判官兼検察官役の現役将校は法的事項に関して法務官の助言は受けるが、証拠から導かれる事実認定や科される制裁に関しては誰の助言も受けないとされる<sup>15)</sup>ところに特色がある。

そして審理の結果、被告人に科される罰則についても、30日間の拘禁、1ヶ月2/3の減給、45日間の外出制限、最低俸給号俸への降格というように限度が設けられ<sup>16)</sup>、総じて軽い罰則であることに加え、本軍法会議で有罪判決は刑事上の有罪ではないという扱いになっている<sup>17)</sup>ところに特色があると言える。

なお、略式軍法会議では、被告人が略式裁判を受けることに同意することが前提となっており、被告人が拒否すれば特別軍法会議又は一般軍法会議を召集することになる<sup>18)</sup>。

## (2) 特別軍法会議 (Special Courts-Martial)

特別軍法会議はUCMJに服するすべての者に対し、軽罪に該当する違反に対して審理を行う<sup>19)</sup>。審理は、軍裁判官のみによる審理、又は軍裁判官と軍陪審員(4名)による審理の2種類があり、被告人が選択することが可能である<sup>20)</sup>。審理には検察官、弁護人が参加する。

本軍法会議で被告人を有罪にするには、軍陪審員による審理の場合、その評決で、3/4以上の賛成が必要<sup>21)</sup>であり、科すことのできる罰則は、死刑、不名誉除隊、解雇、3ヶ月以上の拘禁なしの重労働、1ヶ月当たり2/3以上の減給、1年以上にわたる減給以外の罰則というように限度が設けられている<sup>22)</sup>。また、軍裁判官のみによる審理では、非行による除隊、6ヶ月以上の拘禁、6ヶ月以上の減給は科すことができない<sup>23)</sup>とされている。

## (3) 一般軍法会議 (General Court-Martial)

一般軍法会議はUCMJに服するすべての者に対し、重大な違反行為(性的虐待事件を含む)に対

して審理を行う。科すことのできる罰則も定められた上限の範囲内で、死刑から罰金まで最も幅広いものとなっている<sup>24)</sup>。

審理は軍裁判官と軍陪審員(8名)により行われ、死刑が相当する事件では、軍裁判官と軍陪審員(12名)による審理となる<sup>25)</sup>。それ以外の場合、被告が軍裁判官のみの審理を希望して軍裁判官が認めれば、軍裁判官のみで審理が行われる<sup>26)</sup>。被告人を有罪とするには、軍陪審員による評決で3/4以上の賛成が必要となる<sup>27)</sup>。他方、死刑相当の犯罪では、有罪(死刑)には軍陪審員全員の一致が求められる<sup>28)</sup>。なお、審理には検察官と弁護人が参加する。

## 5. 軍法会議に係る手続き

ここでは、軍隊構成員による違反行為が生起し、告発から軍法会議の招集、審理、判決及び公判後の措置を含めてPre-trial、Trial、Post-trialの三つに区分して概観する。なお、軍法会議への訴追に至らず事案が処理される場合の処置・手続きについては、ここでは触れないものとする。

### (1) Pre-trial

#### (a) 違反行為の通報と予備調査

違反行為(軍法会議で裁かれうる)が行われたという通報<sup>29)</sup>又は告発により、違反者が所属する部隊の直近の指揮官は予備調査(preliminary inquiry)を実施する<sup>30)</sup>。この調査は軍事司法制度における最初の正式なステップとなる。部隊指揮官は通報又は告発された違反内容について、部隊の構成員に調査を行わせる。調査では、有罪又は無罪に関係する合理的に入手可能なすべての証拠、刑の加重、軽減、又は酌量に関係するすべての証拠を収集する必要があるとされる<sup>31)</sup>。調査員が証拠を集め、調査が終了すると部隊の指揮官は、自らの権限の範囲内において、事案の処理を選択・決定する<sup>32)</sup>。

#### (b) 告発

UCMJに服する者は、誰でも告発を行うことが

できるとされている<sup>33)</sup>。告発を行う者は定められた様式の告発状 (charge sheet) を作成して<sup>34)</sup>これに署名し、宣誓を受けることのできる将校の前で宣誓を行わなければならない<sup>35)</sup>。告発が行われると、被告発者の所属する部隊の直近の指揮官は速やかに被告発者に告発が行われたことを通知する<sup>36)</sup>。

### (c) 予備審問

告発内容を軍法会議、特に一般軍法会議に付託して審理する場合には、事前に予備審問 (preliminary hearing) が行われなければならないとされている<sup>37)</sup>。これは Article 32 hearing と呼ばれるもので、この手続きの目的は、① 告発の細目が UCMJ の違反行為を主張するものであるかどうか、② 被告発者が違反行為を行ったと信じるに足る十分な根拠があるかどうか、③ 召集権者が被告発者と違反行為に対して管轄権を有しているか、④ 当該事件についてなされるべき処分の勧告に限定されている<sup>38)</sup>。手続きは、公開が原則とされているが、必要な場合には、公開は制限される<sup>39)</sup>。

この予備審問は通常司法における大陪審 (grand jury<sup>40)</sup>) に類似するものである。大きな違いは、被告発者が手続きに参加できる点である。この手続きでは、被告発者は弁護人を依頼する権利を有する (軍法会議と同様)<sup>41)</sup>、被告発者は証拠を提出し、質問 (相手側証人への反対質問を含む) することができる。この手続きは、被告発者に権利が告知されて開始され、検察側の代理人が証拠を提示し、結論を述べ、それに引き続いて弁護側の代理人が資料を提示する。双方の代理人は双方の証人に対して反対尋問を行うことができる<sup>42)</sup>。予備審問では軍証拠規則 (Mil. R. Evid.) が適用されるため、違法に入手された証拠は正当な理由がない限り排除される<sup>43)</sup>。

予備審問で司会役となる予備審問官は公平でなければならないとされており、法務官が任命されるが、実務上不可能な場合は、法務官以外の現役将校も任命される<sup>44)</sup>。手続き終了後、予備審問官

は適時に召集権者に対して書面にて報告を行う。この報告は助言的なものであって、召集権者やその参謀法務官を拘束するものではないとされる<sup>45)</sup>。報告には、告発内容に対する司法及び規律の観点からの事案処理の進言が含まれる<sup>46)</sup>。

なお、通常司法では大陪審の決定がなければ検察は被疑者を起訴できないが、軍事司法では予備審問官の報告は進言に過ぎず、起訴を決定するのは、あくまで召集権者である<sup>47)</sup>とされている。

### (d) 軍法会議への付託・召集

予備審問手続きが終了すると、召集権者はその権限により、告発に基づき、被告発者を軍法会議に付託 (referral) する<sup>48)</sup>。この付託とは、被告人に対する告発及び明細書を特定の軍法会議により裁判するよう召集権者が命ずることをいう<sup>49)</sup>とされており、刑事司法上の起訴に相当すると考えられる。付託に際して、召集権者は法務官と協議し、法務官は召集権者に対し、告発の処理に関して書面で助言を行う。助言の内容は、① 告発の明細書が UCMJ 上の犯罪を主張しているかどうか、② 被疑者が告発の明細書に記載された犯罪を犯したと信じるに足る十分な根拠があるかどうか、③ 軍法会議が被告人と当該犯罪に対して裁判権を持つかどうか、に関する結論に加え、正義と規律の観点から、告発及び明細書に対する処分に関する勧告を含んでいなければならないとされている。この助言がなければ、一般軍法会議に付託することはできないとされている<sup>50)</sup>。

そして、召集権者は軍法会議の召集命令 (convening orders) を発令する。同命令には軍法会議の種類、軍陪審員による審理の場合は軍陪審員に関する事項、場所等が記載される<sup>51)</sup>。

### (2) Trial 公判手続きの概要

#### (a) 公開の原則

軍法会議は、軍裁判官の宣言で開廷し<sup>52)</sup>、軍裁判官により司会進行が行われる<sup>53)</sup>。裁判の手続きは、公開 (public) が原則であり、この公開の意味するところは、軍と文民社会の両方に対して開

かれていることだとされている<sup>54)</sup>。

#### (b) 陪審の任命

被告人が軍陪審による審理を選んだ場合には、事前に提出された質問票<sup>55)</sup>に基づき、代理人双方から質問が行われる (voir dire: 予備尋問)<sup>56)</sup>。この質問の目的は、陪審員が偏見を持っていないか、弁護側、検察側から見て、それぞれに有利な人物・不利な人物を吟味するためである。また、質問することにより、我にとって重要であると思われる法的な側面について陪審員を教育するという狙いもある<sup>57)</sup>とされる。

召喚された陪審員が、当該事件に何らかの形 (告発や予備審問等) で関与していたなど、当該事件の陪審員として不適切な理由があれば、代理人は申立てにより、陪審員を免除させることができる<sup>58)</sup> (理由付忌避権)。また、こうした理由のある解任とは別に、検察側、弁護側ともに1名の陪審員を強制的に免除させることができるとされている<sup>59)</sup> (専断的忌避権)。こうして、質問、申し立て、それに伴う免除の後、軍裁判官により陪審員が正式に任命される<sup>60)</sup>。

(c) 公判の流れ (罪状否認から証拠提出、証人による証言)

罪状否認では被告人に対する罪状が読み上げられ、被告人は答弁を求められる。この時点で罪状否認は終了となる<sup>61)</sup>。この際に被告人が有罪と答弁すれば、これが事実認定となり、審理はなく引き続き判決に移行することになる<sup>62)</sup>が、被告人が無罪の答弁をすると、本案の審理に移行する。

審理の最初に裁判官から手続きの進行に関する説明が行われ、当事者双方に冒頭陳述の機会がある<sup>63)</sup>。次に証拠の提出とそれに対する反駁<sup>64)</sup>、証人が召喚される場合には、宣誓の後、証人による証言が行われ、当事者双方からの質問 (cross-examination) が行われる<sup>65)</sup>。

#### (d) 事実認定

事実認定は、閉廷後、別室での非公開の会議に陪審員のみが参加して評議、評決によって行われ

る。この中で、陪審員の判断を統制することを意図して、上位階級の陪審員がその優越性を用いることは、いかなる方法によっても許されないとされている<sup>66)</sup>。

評議は事件の本案に関する完全かつ自由な議論を適切に含むものであるとされる<sup>67)</sup>。そして、評決における投票は無記名式書面投票であり、出席した全陪審員が投票する<sup>68)</sup>。これにより、有罪の事実認定は、出席陪審員の少なくとも3/4が有罪の認定に投票した場合にのみ成立するとされる<sup>69)</sup>。逆に、出席陪審員のうち有罪の認定に投票する者が3/4未満であるときは、無罪の事実認定がなされたものとされる<sup>70)</sup>。

陪審員が事実認定を行った後、軍法会議は開廷され、陪審員の議長は、事実認定が行われたことを裁判官に通知しなければならないとされている。またこの際、裁判官は、当事者の立会いの下に、議長が事実認定を発表するための書面を調査し、事実認定を適切な形式にするため、陪審員を援助することができる<sup>71)</sup>。

事実認定はその決定後、速やかに当事者全員の立会いの下で公表される。この際、陪審員の議長が事実認定の結果を発表する。この結果の発表に関連して、陪審員は評議と投票について質問されることはない<sup>72)</sup>とされる。

#### (e) 量刑審理

事実認定が発表された後は、引き続き量刑審理に移行する。この量刑審理は、軍陪審によるものと軍裁判官によるものがあり、死刑事件は陪審員による量刑評議となるが、それ以外の事件では、被告人はどちらかを選択することができる<sup>73)</sup>とされている。この選択の機会は、事実認定の発表の時及び量刑審理における提出事項が提出される前に軍裁判官が被告人に質問することにより与えられるとされている<sup>73)</sup>。

被告人が量刑審理を選択する機会を与えられた後、検察側及び弁護側は、軍法会議が適切な判決を下すのに役立つ事項を提出することができる。

提出される順序・内容としては、検察側からは、被告人に関する勤務データ、前科の有無、刑の加重事由とその証拠、更生の可能性とその証拠など、被害者が存在する場合は、被害者による意見陳述とそれに対する聴聞、弁護側からは、情状酌量・量刑の軽減事由が提出され、検察側の弁論、弁護側の弁論、反論の順で行われ、量刑は不当に遅滞することなく決定されなければならないとされている。この中で、証人の証言が、適切な量刑を決定する上で実質的に重要な事項を検討するために必要である場合には、証人喚問が行われる。証人喚問により証人が陳述する場合は、それに対する質問も行われる<sup>74)</sup>。

その他、審理の追加的な考慮事項として、被告人の有罪答弁（行われた場合のみ）や知能、精神の状況を酌量事由として、また、被告人が他人の権利を顧みない傾向があることを刑の加重事由として考慮することができるとされている<sup>75)</sup>。

#### (f) 判決の決定についての考慮事項

軍法会議により下される判決は、軍法会議の裁量の範囲内の問題であり、判決の目的を達成するために、最低刑から最高刑までを含め規則で認められる判決を宣告することができるとされている<sup>76)</sup>。

この判決の目的とは、「正義を推進し、軍隊の秩序と規律を維持する」というものであり、それゆえに「十分であるが、必要以上に大きくない刑罰を科する」とされ、その際の考慮すべき事項として、犯罪の性質と状況、被告人の経歴と特徴、犯罪被害者に対する経済的、社会的、又は心理的な影響、部隊の使命、規律、効率に対する影響に加え、犯罪の重大性を反映、法の遵守の推進、犯罪に対する正当な罰、不祥事に対する十分な抑止の促進、被告人の更生等を考慮した判決の必要性、実行可能な判決といった事項があり、これらを総合的に考慮した上で判断される<sup>77)</sup>。また、これらの考慮すべき事項を具体的な事実当てはめて考えるに際しては、量刑手続き及び事実認定手続き

中に裁判官が認めたあらゆる証拠を考慮に入れることができるとされている<sup>78)</sup>。

#### (g) 量刑の評議・評決

裁判官の指示<sup>79)</sup>により、軍法会議は一旦閉廷し、陪審員による量刑の評議に移行する。この評議は陪審員のみが出席して非公開で実施され、量刑が投票によって決定される。この評議と投票においても、陪審員間の階級上の優越は、いかなる方法によっても、陪審員の判断の行使における独立性を制御するために用いてはならないとされている<sup>80)</sup>。

評議では、量刑について十分かつ自由な議論を行うことが必要であり、軍裁判官の別段の指示がない限り、陪審員は審議において、メモ（もしあれば）、認定された証拠物及び指示書を持参することができる<sup>81)</sup>。

評議において、陪審員は誰でも量刑を提案することができ、提案された量刑に対して陪審員は投票を行うが、この投票は無記名式秘密投票であり、投票することは各陪審員の義務である。提案された複数の量刑がある場合、投票の順序は、刑の重さがより低いものから順に投票されることになる<sup>82)</sup>。

投票において、量刑を決めるために必要な票数は、死刑の場合は全員一致、死刑以外の場合には3/4以上が必要であるとされている<sup>83)</sup>。

陪審員が必要な票数で量刑を決定した後、軍法会議は再び開廷する。陪審員の議長は、量刑が決定したことを軍裁判官に通知し、軍裁判官は、当事者の立会いの下で必要な確認を行い、陪審員が判決を適切な形式に記載することを援助する。なお、陪審員の議長はいかなる判決に対しても、賛成又は反対の具体的な票数を公表すべきではないとされる<sup>84)</sup>。

判決は、量刑の決定後速やかに当事者全員の立会いの下に発表されるものとされており、陪審員による判決の場合は裁判官が発表するものとされる<sup>85)</sup>。なお、発表された判決について陪審員が質

問されることはないとする<sup>86)</sup>。

判決の発表の後、被告人は弁護人により、召集権者への提出事項（召集権者が公判後の措置を検討する上での検討事項など）や上訴権等について口頭及び書面により通知され、裁判官はこれが行われたことを確認して、軍法会議は閉廷となる<sup>87)</sup>。このように公判としての軍法会議は終了し、当該事件は召集権者による公判後の措置、上訴等により処理されることになる。

### (3) Post-trial 公判後の措置の概要

#### (a) 公判後の措置とは

一般又は特別軍法会議の最終閉廷の後、軍裁判官は、裁判結果報告書 (Statement of Trial Results) を作成して署名し、これを裁判記録に含める<sup>88)</sup>。判決は、軍裁判官によって記録された時に、執行・効力を生ずるとされている<sup>89)</sup>。ところが、軍事司法制度では、軍法会議の召集権者は、公判終了後、公判後の措置 (post-trial action) により、判決の修正等を行うことができる。つまり、軍法会議で下された判決は、軍裁判官により判決が記録される前に召集権者によって修正されることが認められている。

したがって、判決の修正があった場合には、修正を反映した判決が裁判官により記録されることになる<sup>90)</sup>。そして修正された判決が軍法会議の「最終的な判決」として効力を有することになるのである。このように、軍法会議の判決を効力発生前に修正してしまうものが、召集権者による公判後の措置と言われるものなのである。この公判後の措置には、事実認定に対する承認・不承認、変更、判決に対する承認・不承認、判決を減刑、別の軽い刑に変更、又は執行猶予にする、あるいは免除するなどがある。

#### (b) 公判後の措置の端緒

軍法会議の判決の発表後、被告人は召集権者に対して、公判後の措置を検討するための考慮事項を提出することができる。この考慮事項は、召集権者が公判後の措置の根拠規定に基づき、その裁

量行使するのに資する合理的な情報となる事項であり、書面によって行うこととされている<sup>91)</sup>。これが公判後の措置の端緒となる。

被告人は、一般又は特別軍法会議においては判決発表後10日以内に、略式軍法会議においては判決発表後7日以内に、この考慮事項を提出するとされている。また、これを提出しないこともできる<sup>92)</sup>。他方で、被告人による犯罪の被害者も召集権者が公判後の措置を行うに際して検討すべき事項となるものを提出することが認められている<sup>93)</sup>。

召集権者は、提出された考慮事項の他に、追加事項としての裁判結果報告書や軍法会議で提出された証拠、被告人の人事記録等も考慮して、法務官の法的な助言も受けて、公判後の措置を行うかを検討することになる<sup>94)</sup>。

#### (c) 制限が設けられている公判後の措置

この公判後の措置は、徐々に制限されてきており、一定の制限があるものとないものがあり、その制限の有無は、軍法会議が管轄する事件 (判決) の重大性や付与される条件により区別することができる。そして、一定の制限がある場合は、召集権者が行いうる公判後の措置の内容 (執行猶予、減刑等) に直接影響している。以下、その制限について概観する。

##### ① 執行猶予、免除に関する制限

召集権者は、規定により認められる場合には、軍法会議の刑を執行猶予することができる<sup>95)</sup>とされており、その対象は、死刑、不名誉除隊、非行による除隊、解雇又は6ヶ月以上の拘禁を除く判決の未執行部分とされている<sup>95)</sup>。例えば、死刑判決は執行猶予にはできない<sup>96)</sup>とされているように、特定の判決は、その重大性ゆえに、原則として執行猶予の対象外とされている。

免除についても、被告人に刑を科した軍法会議の召集権者は、死刑、不名誉除隊、不良行為除隊、解雇又は6ヶ月を超える拘禁の刑を除く、その刑の未執行部分を免除することができる<sup>97)</sup>というように、特定の判決は、その重大性により、免除の



対象外とされている。

しかし、他方で執行猶予については、例外として、召集権者は、一定の条件の下、不名誉除隊、非行による除隊、解雇又は6ヶ月以上の拘禁の判決を執行猶予にできる<sup>98)</sup>。その一定の条件とは、裁判官が作成する裁判結果報告書に、「召集権者が全部又は一部の刑の執行を猶予する。」という裁判官による勧告が含まれており、かつ、当該勧告の根拠の説明が含まれている場合だとされている。また、執行猶予においては、勧告に示した判決の部分を超えてはならず、また、その期間は勧告にある期間を下回ってはならないとされている<sup>99)</sup>。

## ② 事実認定に対する制限

召集権者は、2年以上の拘禁となる犯罪、性的虐待事件、関係長官が規定する規則に違反する事件を審理した軍法会議が有罪とした事実認定、もしくは、非行による除隊、不名誉除隊、解雇、連続6ヶ月以上の拘禁、又は死刑の判決を下した軍法会議における事実認定に対して、取り消しや不承認、又はその他の措置を行うことはできないとされている<sup>100)</sup>。

このように事件又は判決の重大性により、事実認定に対する措置は制限されている。

## ③ 判決に対する制限（判決の重大性と条件による制限）

召集権者は、非行による除隊、不名誉除隊、解雇の判決について、被告人が他の事件の被疑者の捜査又は訴追に実質的に協力し、検察官の勧告があり、裁判官が裁判結果報告書で執行猶予の勧告をしている場合に限り、修正又は取り消すことができる<sup>101)</sup>とされており、また、6ヶ月を超える拘禁期間について、同様の条件により、期間を変更（短縮）できる<sup>102)</sup>とされている。

特に死刑については、被告人が他人の犯罪捜査又は訴追に実質的な援助を行い、検察官の勧告があった場合には、減刑又は他の刑に変更できる<sup>103)</sup>とされている。このように、判決の重大性に加えて、措置を行うための条件が付与される形で、制

限が設けられている。

なお、特定の重大でない判決では、条件は付されておらず、判決の全部又は一部を減刑し、別のより軽い刑罰に変更、又は執行猶予にすることができる。具体的には、刑期が6ヶ月以下の拘禁、譴責処分、給与又は手当の没収、罰金、減給、特定の制限や拘禁を伴わない重労働などがそれに該当するとされている<sup>104)</sup>。

## ④ 判決に対する制限（条件のみによる制限）

召集権者は、被告人が他の犯罪捜査又は訴追に実質的な援助をしたときは、被告人の判決（刑）の全部又は一部を減刑し、刑を変更し、又は執行猶予とすることができるとされている。そして、これらの措置については、公判弁護士（検察）の勧告があった場合のみとされている<sup>105)</sup>。また、これらの措置は、判決の記録前に行うとされているが、被告人が後になって実質的な援助を行う場合も想定し、判決の記録後においても実施できるように規定されている<sup>106)</sup>。これは、判決の重大性は問題とされないことから、条件のみによる制限と考えることができる。

なお、召集権者が本規則に基づく判決に対する措置を行うこと決定した場合、その措置は文書で行い、かつ、その措置を説明する文書を添付しなければならないとされている。また、判決の一部でも不承認とする場合は、どの部分を不承認とするのかを明確に記載しなければならないとされている<sup>107)</sup>。また、措置を行わない場合は、法務官又は法律顧問を通じて、裁判官に通知される<sup>108)</sup>。このように措置を行うに際して、召集権者には説明責任が課されていると考えることができる。

## (d) 制限が設けられていない公判後の措置（特定の一般・特別軍法会議）

他方で、公判後の措置に制限が設けられていない場合も存在する。具体的には、2年以上の拘禁となる犯罪、性的虐待事件、関係長官が規定する規則に違反する事件を審理した軍法会議が有罪とした事実認定、非行による除隊、不名誉除隊、解

雇、禁期間、6ヶ月以上の拘禁、又は死刑の判決を下した軍法会議以外が該当する<sup>109)</sup>。つまり、重大でない事件における有罪の事実認定や重大な判決を下していない、特定の一般又は特別軍法会議では制限が設けられていないということになる。その結果、こうした軍法会議又は判決では、重大事件を扱う軍法会議や重大な判決の場合とは異なり、召集権者は、事実認定と判決に対し、制限なく、公判後の措置を行いうる。以下、行いうる措置について概観する。

#### ① 事実認定に対する措置

措置に制限がある場合とは異なり、召集権者は、告発又はその明細書に記載された犯罪のうちで、有罪の事実認定を、より軽い犯罪に対する有罪の事実認定に変更することができる。また、有罪の事実認定を取り消し、かつ告発の明細書及び、適切な場合には、告発そのものを取消することができる。あるいは、定められた手続きに従って、再審理を命じることができるとされている<sup>110)</sup>。

このような事実認定に対する措置の決定は文書により、その理由の説明を含まなければならないとされる。事実認定に対する措置が行われて、再審理が命じられない場合、措置により影響を受ける告発及びその明細書は、措置を行った召集権者によって取り消される。召集権者の法務官又は法律顧問は、裁判記録に添付されるように、当該措置を説明書とともに裁判官に送付する<sup>111)</sup>。

なお、召集権者が何の措置も行わない場合においては、召集権者の法務官又は法律顧問は、その決定を軍裁判官に通知する<sup>112)</sup>。

#### ② 判決に対する措置

召集権者は、判決の全部又は一部を不承認、減刑、軽い刑への変更又は執行猶予とすることができる。そして、判決を不承認とした場合、召集権者は判決について再審理を命ずることができる。また、召集権者は、判決の言い渡し後であっても、制限のある軍法会議の場合と同様に、規定された手続きに従い、被告人の実質的な援助を理由に判

決を減刑することができる<sup>113)</sup>。

判決に対する措置を行うことを決定した場合、その判決に対する召集権者の措置は、書面により行い、かつ、その理由を説明する書面を添付しなければならないとされ、また、判決の一部を不承認とする場合は、どの部分を不承認とするかを明確に記載しなければならないとされている<sup>114)</sup>。

#### (e) 手続き

以上のような公判後の措置を行うに当たり、召集権者は、法務官又は法律顧問と協議するものとされている。また、措置を行う場合は、判決の記録前に行うものとされている。なお、召集権者が判決に対する何らかの措置を行った場合には、当該措置の写しを被告人、犯罪被害者又はこれらの者の代理人に送達しなければならないとされている<sup>115)</sup>。

### 6. 上訴について

ここでは、軍法会議の判決が確定した後の上訴審について、上級軍法会議、軍控訴裁判所及び最高裁判所の順に概観する。

#### (1) 上級軍法会議 (Court of Criminal Appeals)

各軍の法務総監の下に上級軍法会議 (Court of Criminal Appeals) が設置され、同軍法会議には、3年以上の任期を務める上訴審裁判官が配置されている<sup>116)</sup>。上級軍法会議は、判決が死刑判決、解雇 (現役将校、士官候補生等)、不名誉除隊、非行による除隊、2年以上の拘禁を含む場合、自動的に審理を行うとされている<sup>117)</sup>。また、その他の事件については、被告人による上訴の申請により審理を行う<sup>118)</sup>。なお、審理においては、裁判記録にある事実認定及び判決に関してのみ審理が行われる<sup>119)</sup>。以下、審理について概観する。

#### (a) 事実認定の破棄

上級軍法会議は事実認定を破棄した場合、より軽い犯罪について確定することができる。また、禁じられた場合を除き再審理を命じることができる。また、可能な場合、事実認定を破棄し、再審

理を命じることができる。他方で、事実認定を破棄し、再審理を命じない場合は、起訴の取り消しを命じる。また、再審理を命じても、召集権者が再審理を実行不可能と判断する場合には、召集権者が告発を取り消すことができる<sup>120)</sup>。

#### (b) 判決の破棄

上級軍法会議は判決を破棄した場合、より軽い刑に判決を変更するか、又は禁じられる場合を除き、再審理を命じることができる<sup>121)</sup>。

この場合、法務総監は、上級軍法会議の判決に従って判決を修正するよう適切な当局に指示を行う。また、上級軍法会議が再審理を命じた場合には、その裁判記録は、召集権者に送付される。当該召集権者は、再審理が実行不可能であると認めるときは、無処罰の刑が科されることを命ずることができる<sup>122)</sup>。

#### (c) 判決の確定

上級軍法会議が死刑を含む判決（大統領の承認を要する）を確定した場合、上級軍法会議の規則で定める再検討の期間が満了すると、法務総監は、裁判記録及び上級軍法会議の判決を直接、さらに上級の軍控訴裁判所（後述）に送致する。また、死刑を含む判決以外の判決が確定されたときは、法務総監は、上級軍法会議の判決の写しを被告人に送付する<sup>123)</sup>。

#### (d) 上訴人に対する通知

上訴人（被告人）は、関係長官の規則に従い、上級軍法会議の決定を通知される。また、上訴人がさらに上級の軍控訴裁判所に審理を申し立てる権利を有する場合、上訴人には、この権利を通知する裏書を付した上級軍法会議の判決の謄本が提供される<sup>124)</sup>。

#### (e) 法務総監の権限

法務総監は、上級軍法会議の判決を、法律のいかなる事項に関しても、審理するために、さらに上級の軍控訴裁判所に転送することができる<sup>125)</sup>。

また、法務総監は、死刑を含む判決以外の上級

軍法会議で確定された判決の全部又は一部を免除又は執行猶予すべきであると考えられる場合、軍控訴裁判所への転送又は確定後の措置をとる前に、関係長官に対して勧告することができる。もしくは、規定に基づいて関係長官により認められた措置をとることができる<sup>126)</sup>。

#### (2) 軍控訴裁判所（Court of Appeals for the Armed Forces）による審査

上級軍法会議の上級審に当たるのが、軍控訴裁判所である。本裁判所は、国防総省に設置された、合衆国憲法の第1編の裁判所であり<sup>127)</sup>、大統領が上院の助言と同意を得て指名する5名の文民裁判官により構成される<sup>128)</sup>。

##### (a) 軍控訴裁判所の審理する事件

軍控訴裁判所が審理するのは、① 上級軍法会議で確定した判決が死刑に及ぶすべての事件、② 上級軍法会議で審理された事件のうち、法務総監が、他の法務総監及び海兵隊司令官付参謀法務官に適切に通知した後、軍控訴裁判所の審理に送致を命じたすべての事件、③ 上級軍法会議で審理された事件のうち、被告人の申請に基づき、かつ正当な理由がある場合で、軍控訴裁判所が審理を認めたすべての事件を審理の対象としている<sup>129)</sup>。

##### (b) 審理事項

対象となる事件で審理する事項は、① 判決記録に記載された事実認定及び判決であって、上級軍法会議により確定されたもの、又は法律上誤っていると破棄されたもの、② 裁判官による決定、裁定、命令で、上級軍法会議により確定されたもの、又は法律上誤っているとされ、破棄されたもの、③ 法務総監が軍控訴裁判所に送致を命じた事件では、法務総監が提起した問題、④ 被告人の申請により審理される事件では、審理許可により指定された問題に限定され、法律に関してのみ審理が行われる<sup>130)</sup>。つまり、その役割は法律審である。

##### (c) 決定による措置

軍控訴裁判所が、事実認定及び判決を破棄した

場合、その破棄が事実認定を支持する十分な証拠が記録にないことに基づく場合を除き、再審理を命ずることができることとされている。また、事実認定及び判決を破棄し、再審理を命じない場合は、告発の取り消しが命じられる<sup>131)</sup>。他方で、軍控訴裁判所が再審理を命じたが、裁判記録を送達された召集権者が再審理を実行不可能と判断した場合、召集権者は告発を取り消すことができる<sup>132)</sup>。

なお、審査後は、同裁判所の決定に従った措置が行われるように法務総監から関係当局に指示が出される<sup>133)</sup>。

同裁判所が判決を確定した場合で、同判決の執行に大統領の承認が必要とされる場合<sup>134)</sup>には、法務総監は裁判記録、上級軍法会議の判決、軍控訴裁判所の判決及び法務総監の勧告を関係長官に送付する<sup>135)</sup>。

軍控訴裁判所による決定は、この後一定の条件をクリアすれば、最終的に最高裁判所の審査に服することになる。なお、上訴とは別になるが、大統領又は関係長官による措置（減刑、執行猶予等の措置）がなされる可能性もある<sup>136)</sup>。

### (3) 最高裁判所による審理

最高裁判所による審理は、1983年の Military Justice Act によって、その道が開かれて今日に至っている。ただし、その審理はかなり限定されている。

#### (a) 審理の対象

最高裁判所による審理は裁量上訴による審理であるため<sup>137)</sup>、審理の対象となるのは、① 軍控訴裁判所で審理された事件、② 法務総監が軍控訴裁判所へ送致を認定した事件、③ 軍控訴裁判所が審理請求を認めた事件、④ その他軍控訴裁判所が救済を認めたものに限定される<sup>138)</sup>。また、最高裁判所は、本項に基づき、審理請求を認めることを拒否した軍控訴裁判所のいかなる裁定をも、裁量上訴の申請によって審理することはできないとされている<sup>139)</sup>。

このように審理対象が限定されている中で、

UCMJ で規定されるすべての死刑事件は最高裁の審理に服することになるとされる<sup>140)</sup>。

最高裁判所による審理の結果、判決が確定した場合には、法務総監は、その決定に従い大統領又は関係長官に事件を転送するなど、必要な措置を行うこととされている<sup>141)</sup>。

#### (b) 実際の審理

以上を見れば、その制度上、軍法会議は最高裁判所まで上訴の途が開かれていることになる。そして、最高裁による審理に服することから、「軍事司法は通常司法の中に組み込まれている」とも考えることができる。

しかし、実際は、1983年の Military Justice Act の制定以来、審理を求める最高裁への請願の数は予想より少ないことが判明しており、最高裁の審理対象となる事件でも、最高裁への請願が提出されたのは、ほんの一部である<sup>142)</sup>という指摘がある。

また、軍法会議の被告人の最高裁判所による審理資格は、連邦や州の刑事事件の被告人や9.11同時多発テロに関係した外国人の非特権敵性交戦者が審理資格を有するのに比較してもかなり限定されている<sup>143)</sup>と考えることができる。この差異について、弁護の余地のない差別 (indefensible discrimination) であり、早急に是正されるべきであるという意見もある<sup>144)</sup>。かつては、軍人に最高裁へのアクセス権を同様に提供するための法案が提出されたが、制定には至らなかったという経緯もある<sup>145)</sup>。

軍法会議の被告人が最高裁判所にアクセスするその他の方法としては、軍控訴裁判所によって審理請求を拒否された被告人は、例えば、通常裁判所への人身保護令状を請求するという、副次的な手段を通じてのみ、追加的な審理を求めることができる。このため、この副次的な上訴が最高裁判所へのもう一つの途となりうると考えられている<sup>146)</sup>。

また、最高裁へのアクセスが容易でないことから、すべての軍法会議は、通常の刑事事件と同等

に、米国最高裁判所による裁量的審理を受ける資格を有するべきであるという主張もなされている<sup>147)</sup>。こうした現状に鑑み、Military Justice Review Groupは最高裁判所の審理を受ける機会を増やすことについて、立法、行政、司法の三部門間で協議が必要であるという勧告を行っている<sup>148)</sup>。

以上、上訴について概観したが、制度上、部隊レベルの軍法会議で何が起ころうと、上訴裁判所(軍と文民の両方)が軍法会議の有罪判決を見直し、その判決が憲法、UCMJ、MCMに適合していることを確認することができる<sup>149)</sup>ということは、軍事司法制度が「法の支配」に服する存在であることの証左であると言えるだろう。

## 7. 小 括

以上から、現在の軍事司法制度について、次のようにまとめることができるだろう。① 指揮官は軍事司法制度に深く関与しており、不可欠な存在である。② 弁護士(法務官)と軍裁判官がシステムのあらゆるレベルで大きく関与している。③ 軍隊における被告人は、すべてではないにしても、通常裁判所で裁かれる人が利用できる憲法上および法律上の保護のほとんどを受ける権利がある。④ 有罪判決に対する上訴の権利は包括的に規定されている<sup>150)</sup>。このように、米国の軍事司法制度は「指揮官中心の制度」である一方、被告人の権利保護や公正といった「司法」の要素がその中に組み込まれている制度であることがわかる。

## Ⅲ 米国における軍事司法制度の問題点と解決の方向

ここでは、これまで概観してきた米国の軍事司法制度の中で、①「指揮官による起訴権限」、②「公判後の措置」に焦点を当てて、問題を提起して考察を行うこととしたい。

### 1. 指揮官による起訴権限

制度の概要で見たように、現在の軍事司法制度

においては、違反行為を軍法会議に付託するかを決定するのは、違反行為を犯した軍人が所属する部隊の指揮官(commanding officer)である。これは指揮官が実質的に検察官の役割を果たすということである<sup>151)</sup>。もちろん本権限は、軍事司法制度の構造に関する公共政策の問題として許容できるかできないかは別にして、原則として米国では合法であって、実際、指揮官中心の軍事司法の支持者は、これらを悪徳ではなく美德と考えている<sup>152)</sup>。つまり、軍事司法を規律の観点から捉えると、「指揮官が検察官」という問題はそもそも問題とはならないかもしれない。しかし、司法の観点から捉えると、重要な問題であることは間違いないであろう。なお、これ以降では、指揮官による軍法会議への「付託」を便宜上、「起訴」又は「訴追」と称することにしたい。

### (1) 問題点

部隊指揮官の下に報告された違反行為が最終的に軍法会議に起訴されず、不起訴になる場合を考えてみたい。例えば、被疑者が部隊指揮官と個人的に親しい間柄である場合や、パイロットとして抜群の技量を有しており、余人をもって代えがたい人物であった場合などである。その場合、事件処理の手続き上、問題はないかもしれないが、「なぜ、不起訴に」という疑問は残るかもしれない。さらに言えば、はたして「指揮官は訴追権者としてふさわしいのだろうか」という疑問にも繋がるのではないだろうか。

そもそも、部隊の指揮官は、通常司法における検察官とは異なり、法律家ではないため、法的素養がないことやそのための教育を受けていないことは致し方ないにしても、そもそもの立場が異なるということを大前提として考える必要がある。それは、軍の指揮官は、指揮下の部隊を教育・訓練し、士気を高揚させ、戦いに勝利できる強力な部隊を錬成することを、その職責としているということである。そしてさらに言えば、指揮下にある部隊の評価(これには、無論、犯罪などの違反

行為が発生しないことも含まれる)が指揮官自身への評価に直結しており、さらには、上級配置・階級への補職や昇進といった、指揮官自身の名誉や承認欲求といった問題にも直結している立場にあるともいうことができる。

そのような立場にある指揮官が、起訴・不起訴を決定するということは、通常司法において、検察官が起訴・不起訴を決定することと比較してみれば、その意味は全く異なるものとならないだろうか。仮に不起訴の決定がなされた場合には、被疑者との個人的な関係や被疑者が技量優秀者といった事実が存在すれば、その判断には公平性や正当性といった観点から「疑問」が生じることにならないだろうか<sup>153)</sup>。

一般の検察官の場合、その立場は指揮官のそれとは異なり、被疑者との関係や被疑者個人の事情とは無関係であるため、被疑者との関係で生じる「疑問」とも無縁である。仮に不起訴の判断をしたとしても、当該判断に関して、法に照らした正義の観点からその当否が問題になるだけであろう。これに対して、指揮官の場合は、司法制度における起訴決定者として、そもそも「適格なのか」という問題を潜在的に抱えていると考えることができる。

## (2) 解決の模索

### (a) Military Justice Improvement Act (法案)

ベトナム戦争が終結して以来、指揮官の処分権を放棄しようとする動きが繰り返されてきたが、今のところ成功していないものの、こうしたアイデアは、軍隊内での性的暴行やハラスメントへの憤りから、新たな支持を得ている<sup>154)</sup>という。

その一つの例が、Military Justice Improvement Act (法案)である。この法案は、軍が性的暴行のような重大犯罪を起訴する方法を専門化することで、被害者が犯罪を報告するかどうかを決定する際に感じる組織的恐怖を取り除くことを目的として提唱している<sup>155)</sup>。

ここでの起訴する方法を専門化すると、重大

な犯罪を起訴するかどうかの決定を、独立し、かつ訓練を受けた専門の軍検察官に委ねるということである。この法案は、ニューヨーク州のキルスティン・E・ギリブランド上院議員による提案であり、性犯罪だけでなく、すべての重大犯罪に関連する起訴決定を指揮官が統制することの弊害を扱うものであり、それが司法行政に対する国民の信頼に貢献するかどうかを試すのに最適なものである<sup>156)</sup>として、改革推進派から支持されていると思われる<sup>157)</sup>。

本法案では、主に性犯罪事件における訴追を中心に扱っているが、そこでも問題になるのは、犯罪被害者と元指揮官からの度重なる証言によれば、被害者が名乗り出たり報告したりすることを広く躊躇するのは、事件を裁判に進めるかどうかを、軍の指揮系統が唯一決定 (military chain of command's sole decision-making) することによってもたらされる偏見と固有の利益相反 (conflicting interests) のためであると説明している<sup>158)</sup>。

### (b) 訴追権者の問題

これは、問題点で述べた、「指揮官は訴追権者としてふさわしいかどうか」という問題に大きく関係する。そうすると、指揮官は起訴決定を判断しない方が妥当だと考えられ、訴追決定の判断は専門の軍検察官に任せることが、より妥当な解決策となるだろう。その際、軍検察官には、軍人になるのか、文民になるのかは、別の議論が必要かもしれないが、いずれにしても法律家でなければならぬことは確かであろう。

ではここで、訴追決定を、指揮系統から独立した機関に委ねることの利点を考えてみたい。その場合、犯罪被害が適切に報告され、法律家により訴追決定が適切になされるようになることはもちろんであるが、それに加えて、指揮官は訴追決定という、法律家でない者にとっては非常に「難しい判断を行う」という業務から解放されることになる。これは、指揮官が本来の職務である、「戦いに勝つための精強な部隊を錬成すること」に専念

できるということの意味する。つまり、司法的な公平性や正当性が確保されると同時に、軍の精鋭性にも資するということなのではないだろうか。

### (c) 法案に対する批判

もちろん、規律の維持を重視する立場からは批判も存在する。例えば、「指揮官は部隊の秩序と規律に責任があるため、訴追権を持つ必要がある。」という主張である。もちろん、指揮官が部下の秩序や規律に対して責任があることに異論がある人はいない。しかし、それは指揮官が訴追権を保持することを認める理由にはならないという。なぜなら、起訴決定には法的判断の行使を必要とし、そのための訓練を受けた指揮官はほとんどいないからである。現代の社会では、訴追権を適切に行使するためには法的訓練が必要であると認識されている。さらに、この変更を導入したどの国でも、軍の態勢に悪影響があったという証拠は見られていない<sup>159)</sup>と言われている。

また、部下の戦争犯罪に関連して「指揮官が指揮責任を果たすことができない。」という主張も存在するが、指揮官がその指揮責任を問われること回避するためには、指揮官の部下管理義務として、自ら起訴権限を保持していなければならないと考える理由はなく、司令官は、戦争犯罪の疑惑を調査させた後、起訴するかどうかを最終的に決定する権限を持つ独立した検察官に告発することができれば十分である<sup>160)</sup>という反論が可能である。

さらに、「訴追機能の改革を行った国では、性的暴行が減少していない」という主張があるが、こうした主張は、システムの構造的な公正さではなく、結果に対して不適切に焦点を当てており、改革を行った国は、性犯罪の抑止と処罰のために特別にそのような改革を行ったのではなく、むしろ、その方が現代の公正な司法行政の基準に沿っているという理由から改革を行ったという点を見落としており妥当とは言い難いものと思われるという反論もなされている<sup>161)</sup>。

以上のような反論からも、「指揮官が起訴決定を

行わない」ことには、概ね合理性があると考えられることができる。しかし他方で、誰が、何を起訴するのかという「線引き」については、別に議論が必要であると思われる。軍事司法が「指揮官中心の制度」である以上、急激な改革は難しく、指揮官に一定の配慮をした改革が求められることになるだろう。

### (d) 線引き

実際に、Military Justice Improvement Act (法案) では、重大な犯罪を起訴するかどうかの決定を、独立した訓練を受けた専門の軍検察官に委ねる一方、軍隊特有の犯罪は指揮系統の中に残すとされており、軍事的性格を持つ37の重大犯罪と、1年未満の拘禁 (Art.15, UCM のNJP) に処せられるすべての犯罪を起訴するかどうかの判断は、引き続き指揮系統内 (within the chain of command) に置かれる<sup>162)</sup>としている。

ここでは、事件が重大か否か、軍事犯罪か一般犯罪で、一応の線引きがされており、指揮官は性的虐待事件などの重大な一般犯罪の訴追は扱わないが、重大な軍事犯罪については、訴追を決定できるようになっている。この法案が今後もたらすインパクトについては大変興味深いものがある。確実に言えることは、「指揮官中心の制度」に対する重要な一石を投じることになることは間違いないだろう。

現行の軍事司法制度が「指揮官中心の制度」である以上、指揮官の起訴権限を他の機関に委譲したとしても、それが必ずしも軍の規律低下や機能低下には繋がらないということを、議論の中でいかにして論証していくかが、今後の課題であると思われる。

### (e) 「指揮官中心の制度」の限界

「指揮官中心の制度」の最大の問題点、言い換えれば、利点でもあり弱点でもある点は、このシステムが機能するためには、指揮官が「公正無私な人物」であることが大前提となっていることではないだろうか。しかし、実際、指揮官の立場は、

先に述べたように、部隊の評価が自己の評価に直結するという立場である。違反行為の問題に直面した際に、純粋に法に基づいて判断する立場にある検察官や裁判官と同様に、公正無私な判断ができると言えるだろうか。つまり、本質的な問題として、指揮官の立場は、部隊で違反行為が起こった場合、司法では重要な要素となる公正さと衝突する場合が起こりうるということである。

そのため、指揮官自身が司法の担い手としては適さない場合が起こりうるということを重く捉える必要があるのではないだろうか。そう考えると、「少なくとも、最も重大な犯罪を扱う一般の軍法会議レベルでは、検察官の訴追決定権、さらには陪審員の選択権を司令官に保持させることに現代的な正当性はない。軍隊生活に精通した指揮官が検察官に提言し、やむを得ない場合には（起訴を）決定することは不合理ではない。しかし、通常、その価値は、任務への対応と勝利を第一の目標とする法的訓練を受けていない将校による潜在的に偏った意思決定に対する懸念によって、大きく打ち負かされている<sup>163)</sup>。」という指摘は正鵠を射ているように思える。

また、指揮官による不当な影響力の問題においても、「能力、独立性、公平性の要件が、捜査と起訴の段階においても同様に存在することが重要である。上官が軍事法廷の手続きに干渉するよりも、むしろ公判前段階で干渉する方が容易であると思われる<sup>164)</sup>。」という指摘からも、指揮官が起訴権限を行使することの妥当性には、やはり疑問符が付くと言わざるを得ないだろう。法的な素養がないという点は法務官の助言や補佐があるにしても、指揮官という立場は、はたして、起訴権限を行使する立場としてふさわしいのだろうか。そのような疑問は軍事司法制度そのものに対する不信となり、さらには軍隊という組織に対する不信に繋がることにもなりはしないだろうか。

#### (f) 「法の支配」の要請

そもそも「法の支配」は、「法治」であって「人

治」ではない。もし仮に「人治」となるような部分があれば、これをできるだけ少なくなるよう、監視し、抑制していくことが、その本来の趣旨に適うことであると思われる。したがって、起訴権限を指揮官から他の独立した機関に移すという解決には、一定の合理性があるものと考えられる。

## 2. 召集権者による公判後の措置

### (1) 公判後の措置の特異性

この公判後の措置が特異であるのは、通常司法にはこれに相当するものがないことである。最も近いものは、連邦刑事訴訟規則 (Fed.R.Crime. P.32 (k)) に基づく「判決の記録」(entry of judgment) であり、これにより、地方裁判所の管轄を終了させ、事件は上訴が可能となり、上訴が可能となる時期も確定するとされている<sup>165)</sup>。

制定当初の UCMJ の下では、召集権者は、事実認定及び判決について裁定する責任を有する上訴型の審査機能を発揮し、法律上及び事実上正しいと認められる範囲において、またその裁量で承認されるべきと判断する範囲においてのみ、それらを承認することになっていた<sup>166)</sup>。また、召集権者は、事実認定や判決を被告人にとって不利な方向に変更しない限り、事実認定や判決を修正する広範な権限を保持していた<sup>167)</sup>。

指揮官が事実認定と判決の全部又は一部を不承認もしくは承認する権限は、完全に指揮官の裁量に属する問題であったとされている。また、『MILITARY LAW AND PRECEDENTS』(WILLIAM WINTHROP 著)によると、UCMJ が制定される以前 (Articles of War の時代) から、軍法会議の裁定や判決は、軍法会議を召集した指揮官に対して「勧告の性質を持つだけで、不完全で結論の出ない」ものであったと説明されている<sup>168)</sup>。

2014年になって議会は、一部の例外を除き、召集権者の事実認定と判決を修正する権限を削除した<sup>169)</sup>。これにより公判後の措置に関する召集権者の権限はかなり制限されたものとなっている。



## (2) 問題点

### (a) 問題の所在

召集権者による公判後の措置の問題は、判決を指揮官が「変更」できてしまうことにあると言える。軍法会議という制度をあくまで「司法」の観点から見れば、裁判官又は陪審員が下した判決で裁判は完結するはずである。しかし、素朴な疑問として、指揮官が判決を変更できてしまうとすると、裁判官の存在やその独立性というものは無意味なものになってしまわないだろうか。また、裁判そのものが「疑似司法」となり、裁判官や陪審員が下す判決も、実質的には「判決の案」に過ぎなくなるとも言えるだろう。ここに「指揮官中心の制度」のもう一つの問題があるように思える。それは、言い換えると、制度そのものが、司法と規律の「妥協の産物」であるがゆえの根源的な問題であるとも言えるだろう。

公判後の措置は、確かに法律上認められた指揮官の権限だが、これに対して、司法の観点から、その問題性を指摘したのが、フィンドレイ事件における欧州人権裁判所の判断であると考えられる。

### (b) 欧州人権裁判所の指摘

同事件において欧州人権裁判所は、「軍法会議の確認官（召集権者に相当）による確認なしには軍法会議の決定が効力を持ち得ないことは、およそ「裁判所」たるものは、非司法機関によって変更され得ない拘束力のある決定を行う権能を有するものでなければならないという、広く受諾されている原則に反するものであり、また、この根本的な欠陥は法務官の関与によっては修復され得ない。」と判断している。これは、「法的確実性」や「裁判の独立性」とも関係する重要な問題に対する指摘であると言うことができるだろう<sup>170</sup>。

### (c) 司法の観点から

また、こうした指摘に対しては、規律の維持を重視する立場からすれば、指揮官が公判後の措置を行うことにより、判決を変更するなどの措置を行うことは、起訴権限と同様に「部隊の規律を維

持することは指揮官の責任である以上、当然のことである。」という反論もありうるだろう。

しかしながら、司法の観点を重視する立場からすれば、第一審の判決に対しては、上訴という権利が与えられている以上は、上訴することにより、あくまで「司法の場」で争われるべきであり、また、恩赦などの救済措置も活用されるべき<sup>171</sup>という再反論も可能だろう。

なぜなら、司法では裁判官の独立、適正手続きや権利の保護によって成り立つ公平性や公正性が重要であり、軍法会議の審理においても、軍裁判官による審理又は陪審による審理の違いはあっても、法廷における判決こそが、最終的判断として尊重されるべきものだからである。

## (3) 解決の方向

### (a) 一般犯罪との関係

これまで見たように、現行の制度では、UCMJが軍事犯罪に加え、一般犯罪も規定しており、軍法会議が人的及び物的管轄権を有するため、軍法会議で扱われた事件は、判決や事件の重大性によって、一部制限はあるものの、召集権者による公判後の措置の対象となりうる。しかし、軍事犯罪ではない一般犯罪が通常裁判で扱われるのであれば、当然のことながら、召集権者による公判後の措置の対象にはなることはない。そうすると、召集権者が裁判官の下した事実認定や判決を覆すことは、司法の観点からは疑問であることはもちろんであるが、さらに、より本質的な問題は、一般犯罪に対しても、軍事犯罪に対しても軍法会議が管轄権を行使していることにあって考えられないだろうか。

少なくとも、軍事犯罪は本来、軍法会議で裁かれるものであり、それに対して疑問に思う人はあまりいないだろう。そして、そのような軍事犯罪に対する判決が公判後の措置の対象となるのは、現行制度の下、許容できる範囲内だと考えることもできるだろう。しかし、通常裁判所で十分に審理できる一般犯罪が軍法会議で裁かれ、その判決

が公判後の措置により変更されることに、「規律の維持」という理由に依拠して、これを正当化するだけの合理的な説明が成り立つのだろうか。

つまり、公判後の措置に対する疑問は、「裁判官の独立性」や「疑似司法」に対する疑問はもちろんながら、その「不合理の度合いが大きいこと」にあると言えるのではないだろうか。そして、このことが同時に解決の方向性を示唆していると考えられるのではないだろうか。

#### (b) 解決の方向性

解決の方向性を考えた場合、オプションとしては、例えば、最終的には「指揮官の公判後の措置をなくし、軍裁判官の判決により完結させる。」というオプションは当然考えられるだろう<sup>172)</sup>。しかし、これはかなり急進的で難しいかもしれない。そこで、指揮官（召集権者）の権限と裁判官の権限の両方に配慮した、より妥当な方法がとられるべきだと考える。そのためにも「妥協の産物」としての軍事司法制度にふさわしい解決が模索されるべきであると考えられる。

その一つの例として、一般犯罪では通常裁判所の管轄権を優先するという方法が考えられる。これは言い換えれば、軍法会議の管轄権を軍事犯罪に限定するということである。そうすることにより、一般犯罪は通常裁判所で審理され、文民裁判官（又は陪審員）が下した判決により、完全な「司法の場」での解決が図られることとなる。他方で、軍事犯罪に対しては、軍法会議が管轄権を行使して、判決が下され、その判決は公判後の措置により変更等がなされるかもしれないが、それはあくまで軍事犯罪の判決等に限定される。その結果、軍事犯罪も一般犯罪もすべて軍法会議が審理して公判後の措置が行われるよりも、「不合理性の度合い」はかなり低減するということが言えるのではないだろうか。

軍事司法制度が独自性を有した「指揮官中心の制度」であることを考えれば、このように管轄権を限定することで、改善を図ることは十分可能で

あると思われる。軍法会議で裁かれた結果、判決の修正が行われて、より「寛大な結果」となる不合理性や、「それは果たして司法と言えるのか」という疑問も相当程度は低減されるのではないだろうか。

## IV 結 び

本稿の中で概観したように、軍法会議は米国憲法の下で「第1編の裁判所」として、「第3編の裁判所」である通常裁判所と並立して存在し、法律である UCMJ、大統領の執行命令である MCM などの関係法令の詳細な規定の下で運営されている。軍法会議での審理手続きのみならず、その前後の手続きにおいても、被疑者又は被告人の権利は配慮されていることから、通常の裁判所に訴追され審理を受ける被告人よりも、ある意味、「手厚い」手続きを保障されている。さらに、軍法会議の判決は規定により、最高裁判所への上訴の途も限定的であるが、一応開かれている。

他方で、指揮官は起訴権限を行使し、また、公判後の措置により判決を変更することができるなど、司法の観点から観れば、「矛盾」するような点も存在する。確固とした地位を築いている軍事司法制度も、その内部にはそうした「矛盾」を抱えながら、現在に至っており、この「指揮官中心の制度」の独自性は強固で健在であると言える。そして、このような「矛盾」をどう解決していくかということが、まさに米国の軍事司法制度の課題であると言えるだろう。

「指揮官中心の制度」に対して、英国などの制度改革の実例を基に司法制度としての構造や公正さの観点から、「指揮官中心の制度」の改革を目指す動きが存在する。この動きは軍事司法の通常司法へのさらなる近接、文民化を指向するものである。今後、現状が維持されるのか、それとも改革が進むのか、いずれにしても、軍隊と軍事司法の存在を前提とした上での、「あり方」の議論であることには間違いのないと言えるだろう。言い方を変えれ

ば、「法の支配」の下で、軍事司法をどう位置づけるかという議論であり、その議論の動向から、我々が学ぶべきものは多いと言えるのではないだろうか。

改革派の Eugene R. Fidell 教授は次のように主張している。「軍事司法という主題の重要性は否定できない。軍事司法のシステムが機能しなければ、軍隊の規律、及び国家安全保障に支障をきたすだろう。国民の信頼を得られる制度がなければ、徴兵制に頼らずに、世界の出来事が我々に要求しているような兵力レベルを維持することは困難であろう。結局のところ、公正、正義及び法の支配が保障されないと信じる理由があれば、誰が軍隊に入るだろうか。自分の子どもや兄弟にそうするよう勧める人がいるだろうか。」<sup>173)</sup>と。

この主張は今後の議論を「航海」に例えれば、目指すべき方向を示唆する、いわば「灯台」のような意味を持っていると考えることができるだろう。つまり、今後の議論とその解決の方向性は、今後の社会の中で、軍隊という組織に対する信頼性を高めるためには、軍事司法制度はどうあるべきかという「問い」を念頭に置いたものでなければならぬということであろう。その際に、重視すべき点は、やはり「法の支配」が貫徹されているということが重要であるということと言うまでもないだろう。

最後に、本稿では米国の軍事司法制度の課題について考察したが、本課程での研究における次なる目標としては、改革派が依拠する軍事司法の文民化という考え方や、それに反対する保守派の主張はどのようなものなのか、といった点に焦点を当て、これらを掘り下げることにより、米国の軍事司法制度の改革の動向について考察を行いたいと考えている。それにより、軍事司法の今日的意義についての必要かつ重要なヒントが得られるのではないかと考える次第である。

## 注

- 1) ① 河井繁樹「自衛隊司法制度の検討-軍刑法や軍法会議に相当する制度検討の必要性」『陸戦研究』第52巻第610号(2004年7月、陸戦学会)、② 奥平譲治「防衛司法制度の現代的意義-日本の将来の方向性」『防衛研究所紀要』第13巻第2号(2011年1月、防衛研究所)、③ 霞信彦『軍法会議のない「軍隊」-自衛隊に軍法会議は不要か』(2017年8月、慶應義塾大学出版会)などが存在するが、いずれも、主に規律の維持を目的とした必要性からの議論が中心である。②では、検討の必要性を示し、将来の方向性について提言がなされている。しかしながら、裁判の公平性や司法の独立といった司法的な論点については議論されていない。
- 2) Eugene R. Fidell, *MILITARY JUSTICE: A Very Short Introduction*, OXFORD University Press 2016, p.9.
- 3) David A. Schlueter, *THE MILITARY JUSTICE CONUNDRUM: JUSTICE OR DISCIPLINE?*, *MILITARY LAW REVIEW* volume 215, Spring 2013, p.6.
- 4) *Id.*, p.4.
- 5) *Id.*, p.5.
- 6) Michael J. Davidson, *A Guide to Military Criminal Law*, 1999, Naval Institute Press, p.1.
- 7) *Id.*, p.1.
- 8) R.C.M. 203 (a).
- 9) *Black's Law Dictionary*, 7th Edition, WEST GROUP, p.1008.
- 10) R.C.M. 201 (d) (1) によると、純粋な軍事犯罪(military offence)に対しては、軍法会議が排他的な管轄権(exclusive jurisdiction)を有すると規定されている。
- 11) *O'Callahan v. Parker*, 395 U.S. 258 (1969).
- 12) *Solorio v. United States*, 483 U.S. 435 (1987).
- 13) Art. 20 (a), UCMJ, R.C.M. 1301 (b), (c) (1).
- 14) Art. 16 (d), UCMJ.
- 15) R.C.M. 1301 (b).
- 16) R.C.M. 1301 (d) (1).
- 17) Art. 20 (b), UCMJ.
- 18) Art. 20 (a), UCMJ.
- 19) Art. 19 (a), UCMJ.
- 20) Art. 16 (c), UCMJ.
- 21) Art. 52 (a) (3), UCMJ.

- 22) R.C.M. 201 (f) (2) (B).
- 23) Art. 19 (b), UCMJ.
- 24) Art. 20, UCMJ.
- 25) Art. 16 (b) (2), Art.25a (a), UCMJ.
- 26) Art. 16 (b) (3), UCMJ.
- 27) Art. 52 (a) (3), UCMJ.
- 28) Art. 52 (b) (2), UCMJ.
- 29) R.C.M. 301.
- 30) R.C.M. 303.
- 31) R.C.M. 303, Discussion.
- 32) R.C.M. 306 (c) (5) によると、この場合の処置としては、① 措置なし (No action)、② 行政措置 (Administrative action)、③ 非司法的処分 (NJP) で処置、④ 告発を処理する (自己の権限内で軍法会議に付託)、⑤ 上級機関へ転送 (事案が重大で、自己の権限内で軍法会議に付託できない場合)。
- 33) R.C.M. 307 (a) なお、軍法会議の召集権者となる部隊指揮官が告発を行う場合は、召集権者として不適格となり、事件を軍法会議に付託できなくなる (R.C.M. 601 (c), Discussion)。
- 34) R.C.M. 307 (c) (1) (2) (3) によると、告発 (Charge) には、違反した法律 (UCMJ) の規定、告発明細 (Specification) には、違反行為を構成する不可欠な事実についての、わかりやすく、明瞭、明確な説明が必要とされる。
- 35) R.C.M. 307 (b).
- 36) Art. 30, UCMJ, R.C.M. 308 (a).
- 37) Art. 32 (a) (1) (A), UCMJ, R.C.M. 405 (a).
- 38) Art. 32 (a) (2) (A) (B) (C) (D), UCMJ, R.C.M. 405 (a).
- 39) R.C.M. 405 (j) (3).
- 40) 大陪審、起訴陪審 刑事事件において、起訴を相当とするに足りるだけの証拠があるかどうかを審査する陪審。審査自体は非公開で、検察官は出席して証拠を提出するが、被疑者弁護人は出席しない。田中英夫 編集『英米法辞典』(1991年、東京大学出版会) 388-389頁。
- 41) Art. 32 (d), UCMJ.
- 42) R.C.M. 405 (j) (1).
- 43) R.C.M. 405 (i) (1) (A) (B).
- 44) Art. 32 (b), UCMJ, R.C.M. 405 (d) (1).
- 45) R.C.M. 405 (l) (1).
- 46) R.C.M. 405 (l) (2) (J).
- 47) Michael J. Davidson, p. 54.
- 48) Art. 33, UCMJ, R.C.M. 401 (a), (b) (3), 407 (a) (6), 601 (d), R.C.M.APPENDIX 2.1 NON-BINDING DISPOSITION GUIDANCE.
- 49) Art. 34 (d), UCMJ.
- 50) Art. 34 (a), UCMJ, R.C.M. 406 (a) (b), 601 (a), (b), (d) (1) (2).
- 51) R.C.M. 504 (d).
- 52) R.C.M. 901 (a).
- 53) R.C.M. 801 (a).
- 54) R.C.M. 806 (a).
- 55) R.C.M. 912 (a) (1), Discussion.
- 56) R.C.M. 912 (d), Discussion.
- 57) Michael J. Davidson, p. 58.
- 58) R.C.M. 912 (f).
- 59) R.C.M. 912 (g).
- 60) R.C.M. 912A (a).
- 61) R.C.M. 904, Discussion.
- 62) R.C.M. 910 (c) (4).
- 63) R.C.M. 913 (b).
- 64) R.C.M. 913 (c).
- 65) R.C.M. 913 (c) (2), Discussion.
- 66) R.C.M. 921 (a).
- 67) R.C.M. 921 (b).
- 68) R.C.M. 921 (c) (1).
- 69) R.C.M. 921 (c) (2).
- 70) R.C.M. 921 (c) (3).
- 71) R.C.M. 921 (d).
- 72) R.C.M. 922 (a) (b) (e).
- 73) R.C.M. 1002 (b).
- 74) R.C.M. 1001 (a), (f).
- 75) R.C.M. 1001 (g).
- 76) R.C.M. 1002 (a).
- 77) R.C.M. 1002 (f).
- 78) R.C.M. 1002 (g).
- 79) R.C.M. 1005.
- 80) R.C.M. 1006 (a).
- 81) R.C.M. 1006 (b).
- 82) R.C.M. 1006 (d) (1) (2) (3).
- 83) R.C.M. 1006 (d) (4) (A) (B).
- 84) R.C.M. 1006 (e), Discussion.
- 85) R.C.M. 1007 (a) (b).
- 86) R.C.M. 1007 (d).
- 87) R.C.M. 1010.
- 88) R.C.M. 1101 (a).

- 89) R.C.M. 1102 (a) (1).  
90) R.C.M. 1111 (a) (1) (2).  
91) R.C.M. 1106 (a) (b).  
92) R.C.M. 1106 (d) (1) (2), (e).  
93) R.C.M. 1106A (a) (b) (c).  
94) R.C.M. 1109 (d) (1) (2) (3).  
95) R.C.M. 1107 (b) (1) (2).  
96) R.C.M. 1107 (d) (1).  
97) R.C.M. 1107 (b) (3).  
98) R.C.M. 1107 (d) (2).  
99) R.C.M. 1109 (f) (1), (2) (A) (B).  
100) R.C.M. 1109 (a) (b).  
101) R.C.M. 1109 (c) (1), (e), (f).  
102) R.C.M. 1109 (c) (2), (e), (f).  
103) R.C.M. 1109 (c) (3), (e).  
104) R.C.M. 1109 (c) (5) (A) (B) (C) (D) (E) (F) (G).  
105) R.C.M. 1109 (e) (1) (2), (3) (A), (4).  
106) R.C.M. 1109 (e) (3) (B), (5).  
107) R.C.M. 1109 (g) (2).  
108) R.C.M. 1109 (g) (1).  
109) R.C.M. 1110 (a).  
110) R.C.M. 1110 (b).  
111) R.C.M. 1110 (e) (2).  
112) R.C.M. 1110 (e) (1).  
113) R.C.M. 1110 (c), 1109 (e).  
114) R.C.M. 1110 (e) (3).  
115) R.C.M. 1109 (d) (2), (4), (h).  
116) Art. 66 (a), UCMJ, R.C.M. 1203 (a).  
117) Art. 66 (b) (3), UCMJ, R.C.M. 1203 (b), Discussion.  
118) Art. 66 (b) (1), (h), UCMJ, R.C.M. 1203 (c).  
119) Art. 66 (d) (1), UCMJ.  
120) Art. 66 (f) (1), UCMJ.  
121) Art. 66 (f) (2), Art. 44, UCMJ.  
122) R.C.M. 1203 (e) (2).  
123) R.C.M. 1203 (e) (3) (A) (B).  
124) R.C.M. 1203 (f) (1) (2).  
125) R.C.M. 1203 (e) (1).  
126) Art. 74 (a), UCMJ, R.C.M. 1203 (e) (4), 判決の一部を執行猶予にすることができるとされている。  
127) Art. 141, UCMJ.  
128) Art. 141 (a), (b) (1), UCMJ.  
129) Art. 67 (a) (1) (2) (3), UCMJ, R.C.M. 1204 (a) (1) (2) (3).  
130) Art. 67 (c) (1) (2) (3) (4), UCMJ.  
131) Art. 67 (d), UCMJ.  
132) Art. 67 (e), UCMJ, R.C.M. 1204 (c) (1).  
133) *Id.*  
134) Art. 57 (a) (3), UCMJ, R.C.M. 1207.  
135) R.C.M. 1204 (c) (2) (A).  
136) R.C.M. 1206.  
137) 28 U.S.C. §1259., Art. 67 (a) (1), UCMJ.  
138) R.C.M. 1205 (a) (1) (2) (3) (4).  
139) Art. 67a (a), UCMJ.  
140) Military Justice Review Group, Report of the Military Justice Review Group, Part I:UCMJ Recommendations, p.627, See 28 U.S.C. §1259 (1) (2015). なお、Military Justice Review Group は、軍事司法制度の包括的な見直しを行うことを目的として、2013年、国防長官による指示に基づき同省の法律顧問によって設立された。  
141) R.C.M. 1205 (b).  
142) Military Justice Review Group, p. 628.  
143) *Id.*  
144) EUGENE R. Fidel, Prepared Statement of EUGENE R.Fidel On the Military Justice Improvement Act Of 2021 Subcommittee on Armed Services March 24, 2021, p.9.  
145) Military Justice Review Group,p628,Equal Justice for Our Military Act of 2013, H.R. 1435, 113th Cong., 1 st Sess. (2013).  
146) Military Courts–Martial Under the Military Justice Act of 2016, August 28, 2020, Congressional Research Service, p.27.  
147) Eugene R. Fidell,supra note 2, pp.104–105.  
148) Military Justice Review Group, p. 628.  
149) David A. Schlueter,supra note 3, p. 70.  
150) *Id.*, p.14.  
151) Eugene R.Fidell,supra note 2, p. 11.  
152) *Id.*, p. 45.  
153) *Id.*, p.16.  
154) *Id.*, p. 11.  
155) The Military Justice Improvement Act,<https://www.gillibrand.senate.gov/mjia> (last visited May 24, 2022)  
156) Eugene R.Fidell,supra note 2, p. 16.  
157) *Id.*, pp.11–12.  
158) The Military Justice Improvement Act, supra note 155, Eugene R.Fidell, supra note 2, p. 16.

- 159) Eugene R. Fidell, *supra* note 2, pp. 12–13.
- 160) *Id.*, pp. 13–14.
- 161) *Id.*, pp. 15–16, *supra* note 144, p. 4.
- 162) The Military Justice Improvement Act, *supra* note 155.
- 163) Fredric I. Lederer, From Rome to the Military Justice Acts of 2016 and Beyond: Continuing Civilianization of the Military Criminal Legal System, 225 MIL. L. REV. 512, 536 (2017).
- 164) Peter Rowe, How well do international human rights bodies understand military court?, *Military Justice in the Modern Age*, Edited by Alison Duxbury and Matthew Groves, Cambridge University Press 2016. p. 25, Eugene R. Fidell, *supra* note 2, p. 16.
- 165) Military Justice Review Group, p. 560, なお、同規則によると、有罪判決の場合、裁判所は、嘆願、陪審員の評決又は裁判所の事実認定、判決、及び刑罰を記載しなければならない。被告人が無罪とされた場合、またはその他の理由で免責される権利がある場合、裁判所はそのように命じなければならない。また、裁判官は判決に署名し、書記官はそれを記録しなければならない。
- 166) Military Justice Review Group, p. 558.
- 167) *Id.*
- 168) Military Justice Review Group, p. 80.
- 169) NDAA FY 2014, Pub. L. No. 113–66, § 1702, 127 Stat. 672 (2013).
- 170) 戸田五郎「欧州人権条約と軍法会議の独立性・公平性」『産大法学38巻3・4号』（2005年2月）482–484頁、497–499頁、Findlay v. United Kingdom, 24 Eur. Hum. Rgts. Rptr. 221 (1997).
- 171) Eugene R. Fidell, *supra* note 2, p. 104.
- 172) *Id.*
- 173) Military Justice and Its Reform, <https://www.justsecurity.org/30451/military-justice-reform/> (last visited May 24, 2022)